

厚生食輸発 0925 第 2 号  
令和 5 年 9 月 25 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
( 公 印 省 略 )

### オーストラリア産ナチュラルチーズの取扱いについて

標記については、令和 5 年 7 月 20 日付け薬生食輸発 0720 第 3 号により、下記の施設において製造されたナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードタイプのものに限る。）の輸入者に対し、リステリア・モノサイトゲネスに係る自主検査の指導をお願いしているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

THAT'S AMORE CHEESE PTY LTD.